

妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いの相談の状況

京都労働局雇用環境・均等室

図1 妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いの相談件数の推移

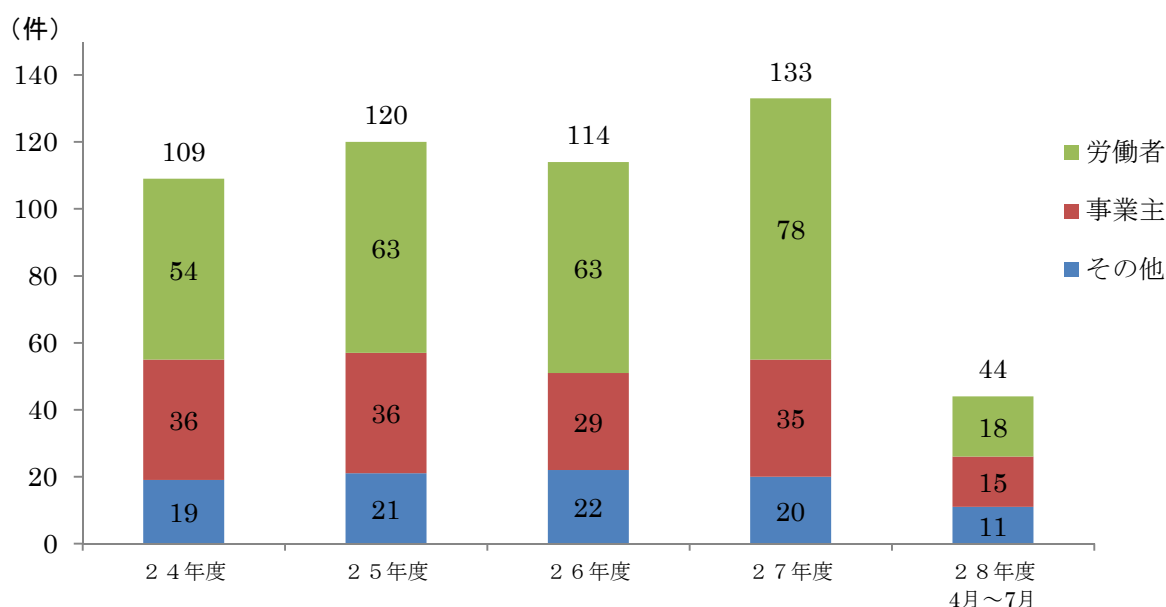
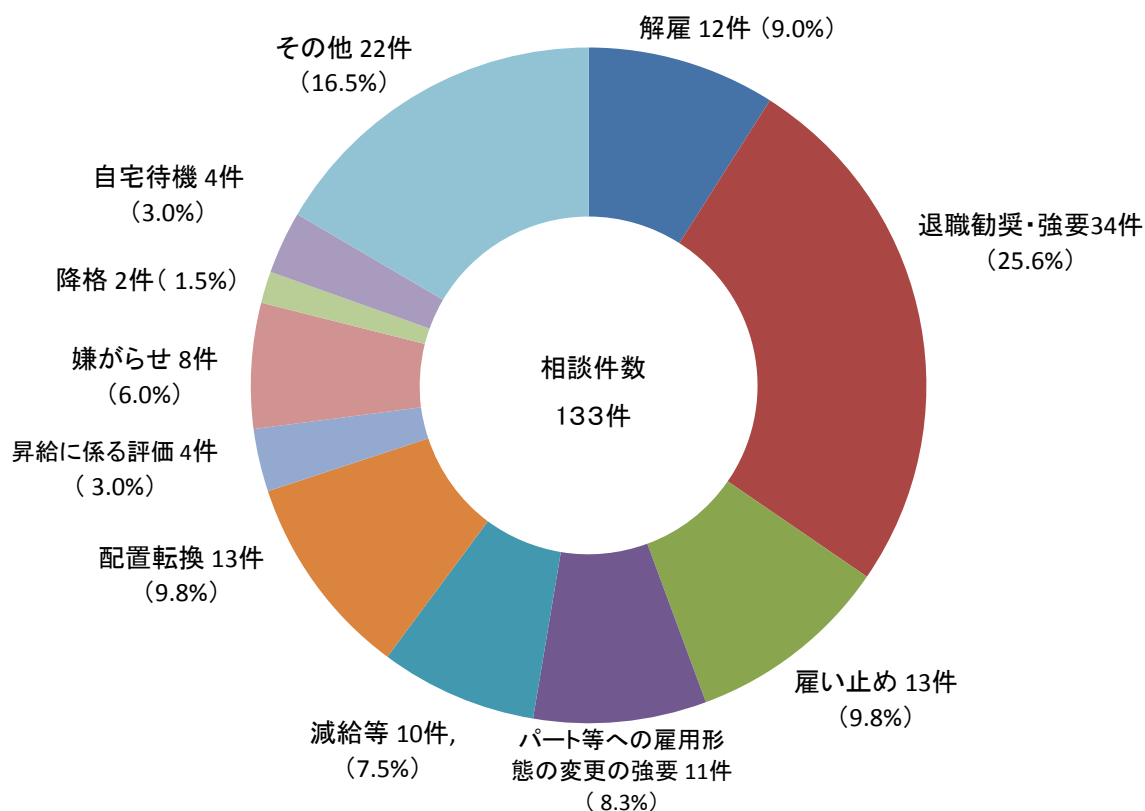


図2 不利益取扱いの相談内容の内訳（平成27年度）



<妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いに関する相談事例>

1 男女雇用機会均等法第9条第3項に違反する可能性のあるもの

解雇・雇い止め

- 医師の診断により短時間勤務になりしばらくすると、事業主から「あなたの体が大事だから今日で終わり」と言われ解雇された。
- 妊娠を報告したら、契約更新されなかった。

退職勧奨・強要

- 年度途中で産休に入るのは無責任であるとして、年度末で自ら辞めるよう求められた。
- 第2子については、産休・育休を認めないとして退職勧奨された。
- 第2子妊娠を申し訳ないと思わないことが職場にふさわしくないとして、退職勧奨された。
- 妊娠悪阻で休業したところ、本当に具合が悪いのか、迷惑だから辞めたらと言われた。

身分変更

- 妊娠を報告したら、辞めるかパートになるよう言われた。
- 妊娠したところ、勤務時間を減らされ、アルバイトにされた。

2 育児・介護休業法第10条、第23条の2に違反する可能性のあるもの

退職勧奨・強要

- 育児休業からの復帰の際、新しい人を入れており、あなたとは相性が悪いので辞めてほしいと言われた。
- 育児休業からの復帰の際、短時間勤務を希望したところ、仕事が回らないからフルタイムで戻るか、辞めてもらうしかないと言われた。

身分変更・配置変更

- 育児休業からの復帰の際、パートになるよう言われた。
- 保育所に入れず、育児休業を延長したところ、復帰の際に、かわりの正社員を雇ったので空きがないとして、資格取得が必要な職種への配置変更を打診された。